

香川大学経済学部後援会規約

- (名称)
第1条 本会は、香川大学経済学部後援会（通称「経信会」）と称する。
- (目的)
第2条 本会は、家庭と学部との連絡を緊密にし、学部の教育・研究を助成することをもって目的とする。
- (組織)
第3条 本会は、次の者をもって組織する。
1. 正会員 香川大学経済学部在学する学生の父母
2. 特別会員 香川大学経済学部勤務する教員
- (事務所)
第4条 本会の事務所は、香川大学経済学部内に置く。
- (役員)
第5条 本会は、次の役員を置く。
一、会長 1名
一、副会長 1名
一、理事 父母側 各学年3名
 学内側 若干名
一、監事 2名
一、庶務会計係 若干名
- (役員の仕事)
第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を助け会長に事故あるときは、予め定めたる順序に従いその職務を代理する。
3. 理事は、本会の会務を処理する。
4. 監事は、本会の会計を監査する。
5. 庶務会計係は、庶務会計に従事する。
- (役員を選出方法)
第7条 会長・副会長は、総会において正会員の中から選任する。
2. 父母側理事は、当該学年学生父母の互選による。
3. 学内側理事中1名は、学部長をもってこれに充て、残りの者は特別会員の互選による。
4. 監事は、正会員の互選による。
- (役員任期)
第8条 会長・副会長・父母側理事及び監事の任期は、その子弟たる学生の在学期間とする。
2. 学内側理事の任期は1年とする。
ただし、補欠により就任した理事は、前任者の残任期間とする。
- (総会)
第9条 総会は、毎年1回4月にこれを開く。
ただし、必要あるときは、臨時にこれを開くことができる。
2. 総会は、会長が召集し、その議長となる。
3. 総会は、会長の報告を受け、重要会務を審議する。
4. 総会の議事は、出席会員の過半数で決める。
- (役員)
第10条 役員会は随時これを開く。
2. 役員会は、総会閉会中総会に代り、重要会務を審議する。
3. 役員会は、前条第2項及び第4項の規定を準用する。
- (会計)
第11条 本会の経費は、会費をもって、これに充てる。
第12条 正会員は、会費20,000円を入学時に支払うものとする。
第13条 予算及び決算は、役員会及び総会の承認を経なければならない。
第14条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- (規約の改正)
第15条 本規約の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

この規約は、昭和39年4月13日より施行する。

附 則

この規約は、昭和45年4月13日より施行する。

附 則

この規約は、昭和53年4月13日より施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月10日より施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月8日から施行する。ただし、第5条の規約による父母側理事は、平成11年度入学者から適用する。

附 則

この規約は、平成16年4月6日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月3日より施行する。ただし、第5条の規約による副会長は、平成30年度から適用し、第5条の規約による父母側理事は、平成30年度入学者から適用する。